

令和2年8月25日

保護者の皆様

四国中央市教育委員会
教育長 東 誠

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

残暑の候、保護者の皆様には、臨時休業を受けての夏季休業の短縮等をはじめ、日頃より、学校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

学校においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、新しい生活様式に沿った教育活動を進めています。臨時休業の措置については、現在では、感染拡大防止のための囲い込みの措置や、「学びの保障」の観点から、概ね3日程度が標準となっています。

そこで、本日より2学期を迎えるにあたり、学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応を下記のようにいたします。重ねてご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の判断について

本市の小中学校で学校関係者に感染者が出た場合、当面3日間、当該の小中学校を臨時休業とします。その後、市新型コロナウイルス感染症対策本部や保健所の指示のもと、関係機関と連携しながら情報の整理を行い、臨時休業の延長や、一部解除等、その後の必要な措置を取ることとします。

但し、感染確認の時点で囲込みができていない場合には、休業を行わない、或いは、関係する当該学校の一部を休業とすることとします。

※ 国や県の方針により、緊急事態宣言等が発出された場合など、関係部局の指示により、市内全ての小中学校を臨時休業とすることもあります。

2 感染者や濃厚接触者の取扱いについて

児童生徒に感染者が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、関係児童生徒に対しては、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。濃厚接触者に出席停止の措置を取る場合については、感染者と接触した翌日から起算して14日間の出席停止を原則とします。児童生徒の家族が濃厚接触者と特定された場合も、保健所の指示により、児童生徒の自宅待機をお願いします。

3 PCR検査等の情報提供について

学校での感染防止のための最善の対策のために、早い情報がとても重要です。そのため、各校において以前、学校長からプリント等でお願した通り、保護者の皆様には、児童生徒や家族の方が濃厚接触者となったり、PCR検査を受けたりしたときには、学校長への情報提供をお願いします。なお、プライバシーには最大の配慮を払い、情報の取扱いを行います。

※ 本対応については、国、県の方針や感染状況により今後変更する場合があります。